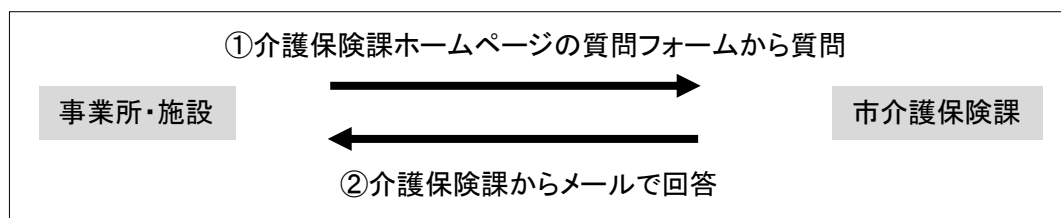


令和4年4月1日より、質問内容を正確に把握し、適切かつ一義的に回答することを目的として、人員・運営基準、請求・加算の内容に関する質問は、原則、本市介護保険課ホームページの質問フォームで受付けていますので、御協力をお願いします。



■質問フォームはこちら

- 市介護保険課HP＞事業者の方はこちら＞基準条例等 1基準条例・介護報酬改定・Q&A・通知＞4介護保険課への基準・加算等の質問について
- <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/253266.html>



■質問フォームで受け付ける質問の例

- 人員、運営基準に関すること
職員の人員基準、兼務の可否について(※1)
ケアプラン等の計画に関すること
- 請求、加算に関すること
変更届の提出×切、添付書類について(※1)
体制届の提出×切、添付書類について(※1)
提出書類の書き方
日割りについて(※1)
同日の複数サービス利用について(※1)
加算・減算の要件に該当するかどうか(※1)
令和6年度の制度改正について(※1)

■事業所のメリット

- 回答に当たり、根拠となる資料をお示しできるので、なぜ良いのか・ダメなのかより理解が深まる。
- 質問の履歴が残る。
- 事業所内等で、回答の情報共有が容易になる。

■電話でも受け付ける質問の例

- 個人を特定しなければ質問できないもの
- 虐待に関すること

■留意事項1

- 質問日から4開庁日を基準に原則メールで回答します。請求日前だから等の理由のみでは電話で受付又は即日回答して欲しいという要望にはお答えしかねます。
- 質問内容によっては、国その他関係機関へ照会したうえでの回答となります。その際は回答までに時間を要する場合がありますので、余裕をもって質問してください。
- 本市ホームページにある「お問い合わせフォーム」とは異なります。「お問い合わせフォーム」からの御質問には時間を要する場合がありますので、ご注意ください。
- 公開・共有することがふさわしいもの(質問の多いもの等)は本市HPIに掲載します。

■留意事項2

- 1回のフォーム入力につき、質問は1件ずつとしてください。
- 質問内容は可能な限り詳細に記入してください。
- サービス種別は正確に選択してください。
- 加算の名称、用語は正確に記入してください。
例: ✕ デイの栄養の加算 ➡ ○ 通所介護の栄養改善加算 or 栄養アセスメント加算
- 特定できる範囲で、根拠資料の名称やページを記入してください。
例: 令和3年4月版赤本の●●ページ
- 次のような質問にはお答えしかねる場合があります。基準条例等を確認した上で質問してください。
根拠が不明瞭なこと 「何かで見た」「他の事業所から聞いた」
曖昧な質問 「加算の要件を教えてください」

※1

まずは、資料を確認してください。

◆職員の人員基準、兼務の可否について

各サービス毎の人員基準については、介護報酬の解釈 2指定基準編(通称:赤本)に記載されています。厚生労働省のQ&Aも参考にしてください。

- ✓ 厚生労働省HP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護サービス関係Q&A
- ✓ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

◆変更届の提出×切、添付書類について

本市HPを御確認ください。添付書類一覧表を掲載しています。

- ✓ 本市介護保険課HP>事業者の方はこちら>届出等様式集 4変更届等
- ✓ <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/63282.html>

◆体制届の提出×切、添付書類について

本市HPを御確認ください。添付書類一覧表を掲載しています。

- ✓ 本市介護保険課HP>事業者の方はこちら>届出等様式集 6介護給付費算定に係る体制等に関する届出(体制届)
- ✓ <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/63284.html>

◆日割りについて

厚生労働省の通知がWAMNETに掲載されています。

(令和6年度改正により今後新たな資料が掲載される可能性があります。)

- ✓ WAMNET>介護>システム関連>国保連インターフェース>介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(確定版)(令和3年3月31日事務連絡)>I 介護報酬改定関係資料>資料9
- ✓ <https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=7887&ct=020050010>

◆同日の複数サービス利用について

介護報酬の解釈 1単位数表編(通称:青本)の「通則」に記載されています。

◆加算・減算の要件に該当するかどうか

介護報酬の解釈 1単位数表編(通称:青本)に留意事項も含めて記載されています。

厚生労働省のQ&Aも参考にしてください。

- ✓ 厚生労働省HP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護サービス関係Q&A
- ✓ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

◆令和6年度の制度改正について

本市HPに特設ページを開設しています。

- ✓ 本市介護保険課HP>事業者の方はこちら>2024年度(令和6年度)介護報酬改定関係特設ページ
- ✓ <https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/324270.html>

それでも解決しない場合は、

資料の名称やページを記入したうえで、表面の留意事項1及び留意事項2に留意し質問フォームにて質問してください。